

兵庫県中小企業事業再開支援事業補助金 募 集 要 項

兵庫県中小企業事業再開支援金事務局
〔兵庫県、(公財)兵庫県勤労福祉協会〕

■事業の概要

○趣 旨

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言対象区域の解除に伴い、社会経済活動が再開されたことから、中小法人・個人事業主の皆様を対象に、従業員の労働環境確保のために取り組む接触感染や飛沫感染の拡大防止にかかる経費に対する補助金を支給します。

○対 象

兵庫県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主

- (1) 主たる事務所が県外にあっても、県内の事業所は対象となります。
- (2) 国や地方自治体、または本県が実施する同種の事業で、同一経費（同一の領収書等）を用いた重複申請はできません。
- (3) 同じ事業者が2回以上申請することはできません。
- (4) 政治団体、宗教上の組織・団体は対象外です。

【中小企業、個人事業主の範囲】

下記の表の業種ごとに、資本金または従業員数のいずれかに該当することが必要です。（中小企業基本法に定める中小企業者）

会社以外の法人（学校法人、NPO法人など）も同様とします。

業種	資本金	従業員数
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他	3億円以下	300人以下

※ みなし大企業は本補助金の対象外となります。

（みなし大企業の定義）

- ・発行済株式の総数または出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数または出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ・大企業（外国法人含む）の役員または職員を兼ねている者が役員総数2分の1以上を占めている法人

○補助対象経費

- ・ 本事業の対象となる中小法人や個人事業主が、従業員の労働環境確保のために事業所で取り組む接触感染や飛沫感染の拡大防止にかかる経費のうち一定額以上のものに対して補助金を支給します。
- ・ 令和2年4月7日から令和2年9月30日の間に発注（契約）、納品、支払した以下の経費が対象となります。

補助対象となる経費
感染拡大を予防するために必要な経費（資材費、設備・備品購入費、改装・修繕工事費、委託費・外注費、リース料、印刷費）

【補助対象経費の例】

内容	補助対象経費の例
資材費	○従業員のためのマスク ○消毒液 ○消毒液用スプレーボトル ○除菌ウエットティッシュ ○漂白剤 ○衛生手袋 ○空気清浄機のフィルター ○その他除菌効果のある資材
設備・備品購入費	○サーモグラフィー ○非接触型体温計 ○飛沫感染防止対策のためのアクリル板 ○透明ビニールシート ○パーティション ○従業員や顧客に感染防止を呼びかけるための告知に必要な掲示ボード ○空気清浄機 ○加湿器（空気清浄機能付き） ○エアコン（換気や空気清浄、除菌機能付き） ○扇風機 ○サーキュレーター ○除菌の状況を確認するための機器 ○消毒液等を生成する機器 ○足踏み式消毒液スタンド ○キャッシュレス決済機器 ○テレワーク導入のために必要な費用（パソコン、タブレット、WEBカメラ、モニター、マイク、ヘッドフォン、スピーカー、Wi-Fiルーター、専用システム等購入費〔月額払いは期間内のみ対象〕、インターネットや電話回線導入費や初期契約費、初期設定費） ○塾や各種教室等で導入するオンライン授業で使用する講師が使用するパソコンやWEBカメラ ○飲食店等におけるセルフオーダー用タブレットまたはセルフオーダー用タブレットとシステム導入費のセット（システム導入費単独は不可）
改装・修繕工事費	○事業所内の換気設備の導入工事（換気や空気清浄、除菌機能付きエアコンを含む） ○換気対策を目的とした窓やドア等の増設や修繕工事 ○事務室内の壁等の簡易な改修工事 （壁紙の抗菌化等が対象。壁の新設等大規模な工事は対象外）

	<ul style="list-style-type: none"> ○換気扇の導入・更新工事 ○空気清浄機付きエアコンや換気ダクト等の清掃や除菌加工 ○トイレの抗菌または非接触型への改修工事（便座、洗浄、洗面用水栓） ○壁等の抗菌加工コーティング
委託費・外注費 (4/7~9/30まで の分)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所の消毒作業委託に要する経費 ○感染拡大防止を呼びかける内容が記載されたホームページのデザイン外注費
リース料 (4/7~9/30まで の分)	○空気清浄機、換気設備のリース料 等
印刷費	○感染防止対策済みであることを告知するためのチラシ、ポスターの印刷費（自身で製作する場合の、インク代、用紙代、黒板やホワイトボード購入費も対象）

○補助金額

- ・以下の区分により、記載の補助金額を支給します。
- ・中小法人、個人事業主いずれも、兵庫県内に事業所が一つの場合と、複数の場合で補助金額が異なります。
- ・補助金の申し込みにあたっては、補助金額以上の事業実施が必要となります（レシート、領収書の合計額〔税抜き〕が補助金額以上の金額になっていることが必要です）。
- ・レシート、領収書は必ず内容が確認できるものを添付してください。品名の記載が無いなど、内容が確認できないものは補助対象外となります（レシート、領収書で内容を確認できない場合は、請求書や納品書等内容が確認できるものをあわせて添付してください）。

区 分	中小法人	個人事業主
県内に1事業所の場合	20万円	10万円
県内に2事業所以上の場合	40万円	20万円

※ 事業に要した費用の合計額（領収書等の合計額）が、税抜きで上記記載の補助金額に満たない場合は、補助金を支給できません。

■申請の流れ

- 募集要項公表 : 令和2年6月29日（月）
- 申請書の受付開始 : 令和2年6月30日（火）

■申請手続き

- 申請受付期間
令和2年6月30日（火）～令和2年9月30日（水）
- ※9月30日（水）の消印があるものは有効です。

○申請方法

- ・提出にあたっては、申請書と添付書類を、下記の送付先に郵送してください。
- ・新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、持参による提出はご遠慮ください。

○申請時の注意点

- ・郵送はレターパックライトでお願いします。

※ 申請書類の配達状況についてのお問い合わせには応じられませんので
予めご了承ください。

- ・差出人欄の無い封筒を使用される場合には、差出人のご住所、お名前を封筒の裏面に記載してください。

(送付先)

〒650-8761

神戸市中央区中山手通

兵庫県中小企業事業再開支援金事務局あて

【郵便番号と宛名だけで届きます（住所記入不要）】

○申請に必要な書類の入手方法

- ・県のホームページ及び（公財）兵庫県勤労福祉協会ホームページからダウンロードできます。

【兵庫県ホームページURL】

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/sr05/jigyousaikai.html>

【（公財）兵庫県勤労福祉協会ホームページURL】

<http://www.kinrou-hyogo.jp/index.html>

- ・各県民局商工労政担当課、兵庫県内の各商工会議所・商工会、信用金庫でも配布しています。

○申請書類と添付書類

- ・提出いただいた申請書類は、原則返却いたしません。
- ・もし、領収書原本の返送を希望される場合は、申請時に切手貼り付け、宛名記入済みの返信用封筒と、領収書原本に併せてコピー1部を同封してください（普通郵便での対応になります）。

※ 切手貼り付け、宛名が記入された返信用封筒が同封されていない場合、返却には応じられません。

※ 申請にあたっては、Q&Aも参照してください。

①交付申請書（様式第1号）

所定の様式に記入または入力してください。

②添付書類

申請にあたっては、以下の全ての書類を必ず添付してください。

※ 添付書類の裏面に、申請者のお名前（法人名、個人事業主名）を記載してください。

書類名	説明・具体例等
代表者の本人確認書類の写し	<p>○以下のいずれかの書類 法人代表者または個人事業主本人のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証等の写し（住所、氏名、生年月日が分かる部分）</p>
確定申告書の写し	<p>○直近の確定申告書（1枚目）の写し（税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるもの） 【個人事業主】⇒確定申告書AまたはB（第一表） 【中小法人】⇒法人税確定申告書（別表一） 【給与所得があり（サラリーマン）、副業で個人事業主】⇒確定申告書B（第一表） ※電子申告の場合は、①上記書類と②電子申告の受信通知（メール詳細） （電子申告では税務署受付印が無いため、①と②両方が必要です。） ※開業後間もないため、確定申告書が無い場合は、税務署に提出した法人設立届出書または個人事業の開業届の写し等</p>
事業に係る経費のレシート、領収書の原本	<p>○補助対象経費を支払ったことを証するレシート、領収書の原本を、貼り付け台紙（別紙）にのり付けし、所定の欄に事業者名、代表者名を記載してください。</p> <p><u>○領収書貼り付けの際は、領収書が重ならないように貼り付けしてください。</u></p> <p><u>○レシート、領収書には必ず内容が確認できるものを添付してください。品名の記載が無いなど、内容が確認できないものは補助対象外となります。</u></p> <p>※提出された書類は、原則返却できませんので、予めご了承ください。</p> <p>○クレジットカードや振込の場合は、以下の書類が必要です。</p> <p>① レシート・領収書 ② カード利用明細書（プリントアウトしたもので可） ③ カードの利用金額または振込金額が引き落とされたことが確認できる通帳のページのコピー（「電子通帳引き落とし明細」も可）</p> <p>※ カードの名義人は「法人名（個人事業主の場合は屋号）＋代表者名または社員名」または「代表者名」であることが必要です（代表者以外の個人名義カードは不可）</p>

<p>補助金振込先口座の通帳の表紙見開きページの写し</p>	<p>○振込先口座の通帳の表紙見開きページのコピーを提出してください。 (口座名義人、金融機関名、支店名、口座番号が確認できるもの) <u>※振込口座の名義人は、申請者(法人代表者または個人事業主)と同じ名義人に限ります。</u> 法人で申請される場合は法人名義の口座であることが必要です。法人代表者個人名義の口座は受付できません。</p>
--------------------------------	---

○申請書の審査

- ・申請書の内容について、支援金事務局から問い合わせをさせていただく場合があります。また、必要に応じて、事業所等への現地調査をさせていただくことがあります。
- ・申請内容によっては、審査の結果、補助金不支給となる場合もあります。

○補助金の交付

- ・補助金交付決定通知書は発行しません。指定口座への入金をもって、決定通知とします。

○個人情報・法人情報の利用

- ・支援金事務局(兵庫県、(公財)兵庫県勤労福祉協会)が、補助金の支給事務を処理するために必要な範囲で、申請書類及び添付書類に記載された情報を利用することをご了承ください(本業務以外の目的では利用いたしません)。

○補助金の返還

- ・補助金支給後に対象要件に該当しないことが判明した場合、または偽りその他不正の手段により補助金を受領した場合は、全額返還していただきます。

○予算について

- ・本事業の受付は、申請額が予算枠の上限に達し次第終了します。

■お問い合わせ

○兵庫県中小企業事業再開支援金事務局

業務時間 平日午前9時から午後5時まで

電話番号 078-361-1500